

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

財務省

ベトナム社会主義共和国

独立- 自由 - 幸福

番号：第 103/2014/TT-BTC 号

ハノイ、2014 年 8 月 6 日

通達

ベトナムで、営業または収入が発生する外国の組織・個人に対する納税義務の 実施に係る通達

2008 年 6 月 3 日付付加価値税法第 13/2008/QH12 号および付加価値税法の一部条項を改正・補足する 2013 年 6 月 19 日付法律第 31/2013/QH13 号、付加価値税法の一部条項の細則を規定し、施行を案内する政府の 2013 年 12 月 18 日付政令第 209/2013/ND-CP 号に基づき、

2008 年 6 月 3 日付法人税法第 14/2008/QH12 号および法人税法の一部条項を改正・補足する 2013 年 6 月 19 日付法律第 32/2013/QH13 号、法人税法の細則を規定し、施行を案内する政府の 2013 年 12 月 26 日付政令第 218/2013/ND-CP 号に基づき、

2006 年 11 月 29 日付税務管理法第 78/2006/QH11 号及び税務管理法の一部条項を改正・補足する 2012 年 11 月 20 日付法律第 21/2012/QH13 号に基づき、

財務省の職務、任務、権限および組織体制を規定する政府の 2013 年 12 月 23 日付政令第 215/2013/ND-CP 号に基づき、

税務総局の総局長の提案に基づき、

財務省大臣はベトナムで営業、またはベトナムで収入が発生する外国の組織・個人に対する納税義務の実施を案内する通達を次のように公布する。

第1章 総則

第 1 条 適用対象

本通達でのガイドラインは次の対象者に適用される。（第 2 条のケースを除く）。

1. 請負契約の一部の業務の実施を目的とする外国請負業者とベトナムの組織・個人との間または外国請負業者と外国下請業者との間の契約書・合意書・誓約書に基づくベトナムで営業、またはベトナムで収入が発生する、在ベトナムの駐在事務所を有する、または有さない外国営業組織および在ベトナムの駐在対象者である、または在ベトナムの駐在対象者でない外国営業個人（以下、外国請負業者・外国下請業者と総称する）。
2. 外国組織・個人と在ベトナムの企業との間の契約書に基づく現地の輸出入の形式によってベトナムで商品を提供し、ベトナムで収入が発生する（商品を加工して、外国組織・個人へ引渡す場合を除く）、または売り手がベトナム領土への商品に対するリスクを負担することを規定する国際貿易条項（インコタームズ）の配送条件に沿ってベトナムで商品を流通させる、または供給する外国組織・個人。

例 1：

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

－ ケース 1： 外国の X 会社はベトナムの A 会社の生地の購入契約を締結する。それと同時に、（法規に基づく現地の輸出入形式に沿って）ベトナムの B 会社に生地を配送するよう A 会社を指定する。また、X 会社は B 会社との契約によりベトナムで収入が発生する。（X 会社は B 会社に生地を販売する）。

この場合、X 会社は本通達の規定に基づき適用対象になる。B 会社は X 会社の代わりに本通達の規定に沿って税額の申告・控除・納税を実施する責任を負う。

－ ケース 2： 外国の Y 会社はベトナムの C 会社と生地加工契約を締結し、同時に、（法規に基づく現地の輸出入形式に沿って）加工を継続するためにベトナムの D 会社に生地を配送するよう C 会社を指定する。Y 会社は D 会社との契約によりベトナムで収入が発生する。（Y 会社は D 会社に生地を販売する）。

この場合、Y 会社は本通達の規定に基づき適用対象になる。D 会社は Y 会社の代わりに本通達の規定に沿って税額の申告・控除・納税を実施する責任を負う。

－ ケース 3： 外国の Z 会社はベトナムの E 会社と生地の加工・購入契約を締結する。（Z 会社は E 会社に加工用の原材料を供給する。）また、Z 会社は加工（法規に基づく現地の輸出入加工の形式に沿って）を継続するためにベトナムの G 会社に生地を配送するよう E 会社を指定する。加工後、G 会社は Z 会社へ生地を引渡す。Z 会社は加工契約に基づき加工費を G 会社に支払わなければならない。

この場合、Z 会社は本通達の規定に従う適用対象外となる。

3. ベトナムにおいて商品流通・サービス供給活動の全部もしくは一部を実施する外国の組織・個人である。この場合の外国の組織・個人とは、ベトナムの組織に引渡した商品に対して、商品の所有者であり、あるいはその商品の流通・広告・マーケティングの費用、サービスの品質に責任を負い、もしくは販売価格またはサービス供給価格を指定する者である。ベトナムにおいて商品の販売に関する流通サービス、その他のサービスの一部を実施するため、ベトナムの組織に委任または雇用する場合も適用される。

例 2：

外国の A 会社はベトナムの B 会社に商品を引渡す、または関連サービス（運送、流通、マーケティング、広告など）の一部の実施を委託する。A 会社が B 会社に引渡した商品の所有者であり、あるいは A 会社がその商品・サービスの費用、品質に責任を負い、もしくは販売価格またはサービス供給価格を指定する者である場合、A 会社は本通達の規定に沿って適用対象となる。

4. ベトナムの組織・個人を通じて商談し、外国の組織・個人名義で契約書を締結する外国の組織・個人。

5. ベトナムにおいて輸出入権・流通権を用いて、商法に沿って輸出するまたはベトナム人業者に販売するための商品を購入する外国の組織・個人。

第2条 適用対象外

本通達でのガイドラインは以下の対象者に適用されない。

1. 投資法、石油法、信用機関に関する法律の規定に基づき、ベトナムで営業を行う外国の組織・個人。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

2. 下記の形式に基づく、ベトナム内でサービスを提供しないでベトナムの組織・個人に商品の供給を実施する外国の組織・個人。

- 外国の国境検問における商品の引渡し：売り手は外国の国境検問所における商品の輸出や商品の引き渡しに関するすべての責任・コスト・リスクを負い、買い手は外国の国境検問所からベトナムまでの商品の受取や商品の運送に関するすべての責任・コスト・リスクを負う。（保証条項が付く外国の国境検問所における商品の引渡しを実施する場合でも売り手の責任と義務である）。
- ベトナムの国境検問における商品の引渡し：売り手はベトナムの国境検問所における受け渡し場所まで、商品に関するすべての責任・コスト・リスクを負い、買い手はベトナムの国境検問所から商品の受取や商品の運送に関するすべての責任・コスト・リスクを負う。（保証条項が付くベトナムの国境検問所における商品の引渡しを実施する場合でも売り手の責任と義務である）。

例3：

ベトナムのC会社は外国のD会社とショベル、ブルドーザーの輸入契約を締結する。引渡しはベトナムの国境検問所にて行われる。D会社はベトナムの国境検問所における受け渡し場所まで、商品ロットに関するすべての責任・コストを負う。C会社はベトナムの国境検問所から商品の受取や商品の運送に関するすべての責任・コストを負う。契約書により、その商品ロットはD会社に1年間保証される。また、D会社はベトナムにおいて商品ロットに関する他のサービスを行わない。この場合、D会社の商品の供給活動は本通達の適用対象外となる。

3. ベトナム国外で提供・利用されるサービスから収入を得る外国の組織・個人。

例4：

香港のH会社はベトナムのA会社の国際輸送船団のために香港の港における商品の積み込みサービスを提供する。A会社はH会社に香港の港における商品の積み込みサービスの料金を支払わなければならない。

この場合、香港の港における商品の積み込みサービスは香港で提供・利用されるサービスであるため、ベトナムの課税対象外となる。

例5：

外国の組織はベトナムのA会社のために、A会社がGDR証明書（海外株式預託証書）および国債債券を発行する各国にて専門的サービスを提供し、債券の管理および発行・法律上の助言を行い、預託エージェントとして行動し、ロードショー（ブランドを活性化する活動の1つ）を開催する。この場合、外国の組織に実施される各サービスは本通達の適用対象外となる。

4. ベトナムの組織・個人に下記のサービスを提供する外国の組織・個人。（これらのサービスは外国で実施される。）

- 添付の交換部品を含む、もしくは含まない運搬手段（飛行機、飛行機のエンジン・部品、船）、機械設備（海上のケーブル、伝送装置も含む）の修理サービス。
- 広告、マーケティング（インターネット上の広告・マーケティングを除く。）

例6：

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。
ベトナムの企業はシンガポールにある組織と契約を締結して、シンガポール市場で商品の広告サービスを実施する。この場合、シンガポールにある組織の広告サービスは本通達の適用対象外となる。シンガポールにある組織はベトナム市場で消費するために商品についてインターネットで広告を実施する場合、当広告サービスから得られる収入は本通達の適用対象となる。

- 投資および貿易の促進
- 代理：商品の販売、外国へのサービスの提供。

例7：

ベトナムの企業は、タイの市場（もしくは世界の市場）でベトナムの企業の商品を販売するよう仲介サービスを実施するためにタイの企業と契約を締結する。この場合、タイの企業の仲介サービスは本通達の適用対象外となる。

ベトナムの企業がベトナムにおいてベトナムの企業の不動産を譲渡するよう仲介サービスを実施するためにタイの企業と契約を締結すれば、この場合の仲介サービスは本通達の適用対象となる。

- トレーニングサービス（オンライントレーニングを除く。）

例8：

ベトナムのA会社は、ベトナム側の社員がシンガポールのB大学で学習するようシンガポールのB大学と契約を締結する。この場合、B大学のトレーニングサービスは本通達の適用対象外となる。

ベトナムのA会社はB大学がオンライントレーニングの形式によりベトナムにおいてベトナム側の社員をトレーニングするようシンガポールのB大学と契約を締結すれば、この場合、B大学のオンライントレーニングサービスは本通達の適用対象となる。

- サービス・ベトナムと外国との国際遠隔通信サービス（これらのサービスはベトナムの国外で実施される）・遠隔通信法による外国の伝送線路と衛星バンドの賃借サービスに関する料金（支払額）の支払い、郵便法の規定およびベトナムが加入している郵便に関する国際条約に基づくベトナムと外国との国際郵便サービス（このサービスはベトナムの範囲外で実施される）に関する料金（支払額）の支払サービス。

5. 組織と個人の国際輸送・通過・国境検問所の変更・商品保持または別企業の加工といった活動を支援するための倉庫として一時保管倉庫、インランド・デポ（ICD）を使用する外国の組織・個人。

第3条 用語解釈

本通達では、以下の用語の意味は次の通りである。

1. 「請負契約書」とは外国請負業者とベトナム側との契約書、合意書または誓約書のことをいう。
2. 「下請契約書」とは、下請業者と外国請負業者との契約書、合意書または誓約書のことをいう。下請業者は、外国下請業者とベトナムの下請業者を含む。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

3. ベトナム領土とは、ベトナムが国内法律、国際法律に適合する主権、主権的権利と管轄権を行っている大陸の領土、島々、内水、領海および領空、領海外の海域（海底と海底下の地下も含む）のことをいう。

第4条 納税者

1. ベトナムで営業を行う、もしくはベトナムで収入を有する、第8条または第14条に定められる条件を満たす外国請負業者、外国下請業者。（営業活動は、ベトナムの組織・個人またはベトナムにおいて下請契約の下に営業を行っているその他の外国組織・個人との請負契約書に基づき実施される。）

在ベトナムの駐在事務所を有する、もしくは在ベトナムの駐在対象者である外国請負業者、外国下請業者の確定は、法人税法、個人所得税法および履行案内文書の規定に基づき実施される。

ベトナム社会主義共和国が締結した二重課税防止協定に駐在事務所、駐在対象について他の規定がある場合、その協定の規定に沿って実施するものとする。

2. サービスおよび商品に関わるサービスの購入または請負契約もしくは下請契約に基づきベトナムで発生する収入の支払い、現地輸出入の形式もしくは国際貿易条約（インコタームズ）による商品の購入、商品の物流、在ベトナムの外国組織・個人（以下、ベトナム側と総称する）の代わりとするサービスの提供といった分野の生産営業を行う、ベトナムの法律に基づき設立・活動する組織、ベトナムの法律に従う運営を登録する組織、その他の組織および各個人。

具体的に以下の組織・個人を含む。

- 企業法、投資法および協同組合法により設立される各営業組織。
- 政治団体・政治社会組織・社会組織・社会職業組織・武装機関・事業組織およびその他の組織の各経済組織。
- 石油法に従い活動する石油請負業者。
- ベトナムでの活動が許可される外国企業の支店。
- ベトナムでの活動が許可される外国組織または外国組織の代表者。
- チケット売り場、ベトナムから・ベトナムへ輸送する権限を有する。（直接輸送もしくは合名輸送）ベトナムにおける外国航空会社の代理店。
- 外国海運会社の海運サービスを運営する組織や個人、物流会社および外国への配達会社のベトナムにおける代理店。
- 証券会社、証券発行組織、ファンド管理会社、証券投資ファンドまたは外国の組織が証券投資口座を開設する貿易銀行。
- ベトナムにあるその他の各組織。
- ベトナムにおける生産・営業を実施する各個人。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

第4条第2項のガイドラインで定義された納税者は、外国請負業者および外国下請業者に支払う前に、第2章の第3節に定められる付加価値税額・法人税額を控除する責任を負う。

第5条 各種の適用税金

1. 営業組織である 外国請負業者および外国下請業者は、本通達のガイドラインに基づき付加価値税と法人税に関する義務を果たすこと。
2. 外国営業個人である外国請負業者および外国下請業者は、本通達のガイドラインに基づき付加価値税に関わる義務を実施し、個人所得税法に基づき個人所得税に関わる義務を果たすこと。
3. その他の税金、費用、料金に対しては、外国請負業者および外国下請業者は現行のその他の税金・費用・料金に関わる法律文書に基づき実施すること。

第2章 税額計算の根拠およびその方法

第1節 付加価値税の課税対象および法人税の課税収入

第6条 付加価値税の課税対象

1. 請負契約・下請契約に基づき外国請負業者と外国下請業者により提供される付加価値税課税対象であるベトナムにおける生産、営業および消費のために使用されるサービスまたは商品に関わるサービス。（第2条に定められた場合を除く）。具体的に次のようなものを含む。
 - 外国請負業者と外国下請業者によりベトナムで提供され、かつベトナムで消費される付加価値税課税対象であるサービスまたは商品に関わるサービス。
 - 外国請負業者と外国下請業者によりベトナム範囲外で提供され、かつベトナムで消費される付加価値税課税対象であるサービスまたは商品に関わるサービス。
2. （第2条第5項に定められた場合を除き）、商品の受け渡し場所がベトナム領土の範囲内であるという条件の下で商品が契約書に基づき提供される場合、もしくは商品が設置・試運転・保証・保守・交換・その他のサービスなどベトナムで行われるサービス（無料サービスも含む）と共に提供される場合およびそれらのサービスの提供が商品提供契約の価値の中に含まれるか否かの場合でも、商品の価値は規定通りに輸入時のみに付加価値税を課税され、サービスの価値は本通達のガイドラインに基づき付加価値税課税対象となる。契約では、商品の価値と附属サービス（無料サービスも含む）の価値を区別できない場合、付加価値税は契約全体に対して計算される。

例9：

ベトナムのA会社は、外国のB会社とセメント工場プロジェクトのために機械設備ラインを購入するよう契約を締結する。契約の総価値は1億ドルである。 そのうち、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。
機械設備の価値は8千万ドルで、設置ガイド・設置監視・保証・保守サービスの価値は2千万ドルである。（購入する機械設備の中に付加価値税率10%の課税対象に属する設備がある。）

A会社と締結する契約の価値に対するB会社の付加価値税の義務を確定することは次の通りである。

- 付加価値税は、輸入の機械設備ラインの価値でなくサービスの価値（2千万ドル）に対して計算される。
- 契約では、機械設備ラインの価値とサービスの価値を区別できない場合、付加価値税は契約の価値の全体（1億ドル）に対して計算される。

第7条 法人税課税所得

1. 外国請負業者と外国下請業者の法人税課税所得は、請負契約・下請契約（第2条に定められた場合を除く）に従うベトナムにおける商品の供給・流通活動、サービスおよび商品に関わるサービスの提供活動から生じる収入のことである。
2. （第2条第5項に定められた場合を除き）、商品の受け渡し場所がベトナム領土の範囲内であるという形式の下で商品が提供される場合、もしくは商品がマーケティング・貿易促進・販売後のサービス・設置・試運転・保証・保守・交換・その他のサービスなどベトナムで行われる幾つかのサービス（無料サービスを含む）と共に提供される場合およびそれらのサービスの提供が商品提供契約の価値の中に含まれるか否かの場合でも、外国請負業者と外国下請業者の法人税課税所得は商品とサービスの価値の全てが対象である。

例10：

ベトナムのA会社は、外国のB会社とセメント工場プロジェクトのために機械設備ラインを購入する契約を締結する。契約の総価格は1億ドル（付加価値税抜き）である。そのうち、機械設備の価値は8千万ドルで、設置ガイド・設置監視・保証・保守サービスの価値は2千万ドルである。

B会社の契約価値に対する法人税に関わる税務は次のように確定される。

- 法人税は規定の法人税率別にに基づき輸入される機械設備ラインの価値（8千万ドル）とサービスの価値（2千万ドル）に対して別々に計算される。
 - 契約書に機械設備ラインの価値とサービスの価値が明確に確定されない場合、規定の法人税率別にに基づき契約の総価値（1億ドル）に対して法人税を算出する。
3. ベトナムで発生した外国請負業者、外国下請業者の収入は外国請負業者、外国下請業者の営業場所と関係なく、請負契約書、下請負契約書（第2条に定める場合を除く）に基づいた諸収入である。外国請負業者、外国下請業者の課税対象収入は以下のような具体的な場合がある。
 - 所有権、資産使用权の譲渡、在ベトナムの経済契約/プロジェクトの参加権の譲渡、在ベトナムの資産権の譲渡からの収入。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

- 著作権からの収入とは知的財産権の使用権や譲渡、技術の移転、ソフトウェアライセンス（著作権と作品所有権の使用権や譲渡、工業所有権の譲渡、技術やソフトウェアライセンスの移転への支払い金額を含む）へのいかなる形式での支払いからの収入である。「著作権と作品所有権」、「工業所有権」、「技術移転」は民法、知的財産法、技術移転法及び履行案内文書に定められている。
- 資産の譲渡・清算からの収入。
- 借金の利息からの収入：貸付金が担保で確保されるか否か、貸し手が借り手の利益を受けるか否かに関わらず、いかなる形式での貸付金からの貸し手の収入、預金の利子からの収入（外国人の預金利子と在ベトナムの外交代表機関、国際組織の代表機関、非政府組織がベトナムでの活動を維持するための預金口座が発生した利子を除く）及び預金利子に付いている賞金（もしあれば）、契約書の規定に基づいた支払遅延の利子からの収入、債券利子・債券価格割引（免税対象債券を除く）・財務省証券からの収入、預金証書の利子からの収入である。
借金の利息はベトナム側が契約層の規定に基づいて支払う手数料各種を含む。
- 証券の譲渡からの収入。
- 当事者が契約に違反したことによる罰金、賠償金からの受領金。
- 法律の規定に基づくその他の各種収入。

第2節 控除方法による付加価値税の納付、課税対象所得を確定するために売上や費用の申告に基づいた法人税の納付（以下、申告方法と略称する）

第8条 適用の対象者と条件

外国請負業者、外国下請業者は、以下の条件をすべて満たした場合、第2章第2節に従って納税する。

1. 在ベトナムの駐在事務所を有する、又は在ベトナムの駐在対象者。
2. 請負契約、下請負契約上のベトナムでの経営期間は請負業者の契約書、下請負業者の契約書の発行日から183日以上。
3. ベトナムの会計制度を適用し、税務登録を実施し、税務機関から課税コードを交付されている。

第9条 付加価値税

付加価値税法と履行案内文書の規定に従う。

第10条 法人税

法人税法と履行案内文書の規定に従う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

第3節：売上に対する比率方法による付加価値税や法人税の納付

（以下、直接計算方法と略称する）

第11条 適用の対象者と条件

外国請負業者、外国下請業者は、いずれかの第8条に定める条件のいずれかに該当しない場合、ベトナム側は第12条、第13条の規定に基づき、外国請負業者、外国下請業者の代わりに納税する。

第12条 付加価値税

課税の計算は、付加価値税課税対象売上と売上に対する付加価値税率である。

$$\begin{array}{rcccl} \text{納付すべき付加} & & \text{付加価値税課税} & & \text{売上に対する} \\ \text{価値税金額} & = & \text{対象売上} & \times & \text{付加価値税率} \end{array}$$

付加価値上の直接計算方法による付加価値税納付対象外国請負業者、外国下請業者は、請負契約、下請負契約を実施するために購入する商品、サービスに対する付加価値税を控除されない。

1. 付加価値税課税対象売上

a) 付加価値税課税対象売上

付加価値税課税対象売上は、ベトナム側が外国請負業者、外国下請業者に代替して支払う費用各種（もしあれば）を含む納付すべき税額を控除しない、外国請負業者・外国下請業者が付加価値税課税対象商品に関わるサービス供給から受領したすべての売上である。

b) 以下にて一部の具体的な場合の付加価値税課税対象売上の確定例を示す。

b. 1) 請負契約、下請負契約での合意によると、外国請負業者・外国下請業者が受領した売上に納付すべき付加価値税を含まない場合、付加価値税課税対象売上は付加価値税込みの売上に変換し、以下の式で確定される。

$$\begin{array}{rcccl} \text{付加価値税} & & \text{付加価値税を含まない売上} & & \\ \text{課税対象売上} & = & \frac{\hspace{10em}}{1 - \text{売上に対する付加価値税率}} \end{array}$$

例 11：

A外国請負業者はベトナム側にZセメント工場建設工事監督サービスを提供する。付加価値税の含まない（法人税込み）契約上の価格は30万ドルである。また、ベトナム側はA外国請負業者の管理者に対し付加価値税を含まない価格4万ドルの下宿及び作業場を用意する。契約によると、ベトナム側は外国請負業者に代行して付加価値税を支払う。A外国請負業者の付加価値税課税対象売上を次のように確定する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

課税対象売上の確定：

$$\begin{array}{l} \text{付加価値税} \\ \text{課税対象売上} \end{array} = \frac{30,000 + 40,000}{(1 - 5\%)} = 357,894.73 \text{ドル}$$

- b. 2) ベトナムの下請業者または外国下請業者と契約した外国請負業者が申告方法で納税する場合、または外国下請業者が、ベトナム側と締結した請負契約書に定める下請負業者に作業または項目の一部を委託するために混合方法で納税する場合、かつ該当する作業または項目を実施するベトナムの下請業者・外国下請業者のリストが請負業者契約と一緒に添付されている場合、外国請負業者の付加価値税課税対象売上は、ベトナムの下請業者または外国下請業者が実施した作業の価値を含まない。

外国請負業者が、請負契約を実施するための物資、原材料、機械設備及び社内で使うため、もしくは請負契約に定めない作業・項目のために商品・サービスを購入するために在ベトナムの供給者と契約書を締結した場合、その商品・サービスの価値は外国請負業者の付加価値税課税対象売上を確定する際に控除されない。

例 12：

A 請負業者はベトナム側と Z セメント工場建設に関する 1,000 万ドル（付加価値税込み）の契約を締結した。請負契約書によると、A 外国請負業者は 100 万ドル（付加価値税抜き）の建設の価値の一部（ベトナム側と締結した請負契約書に定める）をベトナムの B 下請業者に委託する。また、請負契約書を実施するための Z セメント工場建設の期間中に、A 外国請負業者は物資、原材料（レンガ、セメント、砂など）、商品を購入して建設を行い、契約書を実施するための専門家のためのホテルや車両などを手配し、文房具等を購入する。

この場合、A 外国請負業者の付加価値税課税対象売上は次のように確定される。

$$\text{付加価値税課税対象売上} = 1,000 \text{万ドル} - 100 \text{万ドル} = 900 \text{万ドル}$$

A 外国請負業者の付加価値税課税対象売上は物資、原材料、商品、専門家のためのホテルや車両、文房具の購入等が控除されない。

- b. 3) 外国請負業者が外国下請業者と契約書を締結して直接計算方法で納税する場合、ベトナム側は、その外国請負業者、外国下請業者が請負契約・下請契約に定めた業種に該当する売上に対する付加価値税率で外国請負業者と外国下請業者に代行して付加価値税の申告・納付を行う。外国下請業者はベトナム側が代行して申告・納付した、外国下請業者が外国請負業者と締結した下請契約書の規定に基づき実施した作業の価値に対する付加価値税の申告・納付を実施する必要がない。
- b. 4) 機械設備・運搬手段を賃貸する場合の付加価値税課税対象売上は全ての賃貸料である。機械設備・運搬手段の賃貸売上に運搬手段の保険料、保守料、登録認証料、運搬手段・機械の運転者および外国からベトナムへの機械設備の運送料など、貸し手が直接支払う各種費用を含む場合、立証があれば、付加価値税課税対象売上にそれらの費用が含まれない。
- b. 5) 受け渡しサービス、ベトナムから外国への国際物流の場合（発送人が受取人がサービス料を支払うことと関係なく）、付加価値税課税対象売上は、外国請負

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

業者が受領したすべての売上である（輸送会社（航空会社、海運会社）に支払う国際運賃料を含まない）。

- b. 6) ベトナムから外国への国際配達サービスの場合（発送人が受取人がサービス料を支払うことと関係なく）、付加価値税課税対象売上は外国請負業者が受領したすべての売上である。

例 13：

外国にあるA会社は外国からベトナムへ小包の配達サービスを提供する、またはその逆である。A会社の付加価値税課税対象売上は次のように確定される。

- 外国からベトナムへの配達サービスの場合（外国での発送人がベトナムでの受取人がサービス料を支払うことと関係なく）、付加価値税課税対象外とする。
- ベトナムから外国への配達サービスの場合（ベトナムでの発送人が外国での受取人がサービス料を支払うことと関係なく）、付加価値税課税対象売上はA会社が受領したすべての売上である。

例 14：

B会社（ベトナムの会社）は外国からベトナムへ小包の配達サービスを提供する、またはその逆である。このサービスを実施するために、B会社は外国にあるB会社に「x」ドルの金額を支払う（サービス料の分割）。C会社の付加価値税は次のように確定される。

- 外国からベトナムへの配達サービスの場合（外国での発送人がベトナムでの受取人がサービス料を支払うことと関係なく）、C会社が受領した「x」ドルの金額は付加価値税課税対象外とする。
- ベトナムから外国への配達サービスの場合（ベトナムでの発送人が外国での受取人がサービス料を支払うことと関係なく）、C会社が受領した「x」ドルの金額は付加価値税課税対象売上になる。B会社はC会社に代行してC会社に支払った「x」金額に対する付加価値税を申告・控除・納付する責任を負う。

2. 売上に対する付加価値税を計算する割合%

a) 業種別の売上に対する付加価値税を計算する割合

項番	業種	付加価値税率 (%)
1	サービス、機械設備の賃貸、保険；原材料、機械設備の価値を含まない建設、設置	5
2	商品に関わる生産、運送、サービス；原材料、機械設備の価値を含む建設、設置	3
3	その他の経営活動	2

b) 一部の具体的な場合の売上に対する付加価値税率の確定

- b. 1) 多くの異なる経営活動を跨げる請負契約・下請契約、または契約の一部が付加価値税課税対象外の場合、納税すべき税額を確定するために売上に対する付加

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

価値税率の適用は、外国請負業者、外国下請業者が請負契約・下請契約の規定に基づき実施する各経営活動に対する付加価値税課税売上に基づくものとする。各経営活動の価値を分割できない場合、契約の総価値に対して経營業種での一番高い売上に対する付加価値税率を適用する。

特に、建設工事に付いている原材料あるいは機械、設備の価値を含む建設・設置活動の場合、請負契約では各経営活動を分割できる場合、外国請負業者は輸入の段階ですでに付加価値税を納付した、または付加価値税課税対象外の原材料あるいは機械設備の価値に対する付加価値税を納付する必要がない。契約書に基づき残りそれぞれの作業の価値については、その経営活動に該当する売上に対する付加価値税率を適用する。請負契約では各経営活動を分割できない場合、売上に対する付加価値税率を契約の総価値の3%にする（輸入する原材料または機械設備の価値を含む）。原材料あるいは機械設備の価値を含む作業又は項目をすべて委託するために外国請負業者が下請業者と契約書を締結し、外国請負業者が請負契約に基づき残りのサービスのみを実施した場合、付加価値税率をサービス業に適用される税率（5%）とする。

例 15 :

A 外国請負業者はベトナム側と X 発電所の建設に関する 7,500 万ドルの契約書（付加価値税込み）を締結した。

ケース 1 : 請負契約で次のようにそれぞれの経営活動を分割する場合 :

- ・ 工事に供給される機械、設備の価値 : 5,000 万ドル
- 上記内訳
 - 付加価値税課税対象機械設備の価値 : 3,000 万ドル
 - 付加価値税課税対象外の機械設備の価値 : 1,500 万ドル
 - 機械設備についている保証サービスの価値 : 500 万ドル
- ・ 技術ライン設計とその他の設計サービスの価値 : 500 万ドル
- ・ 工場やその他の補助システム、建設・設置の価値 : 1,500 万ドル。
- ・ 監視・設置指導サービスの価値 : 300 万ドル
- ・ 技術育成、試運用サービスの価値 : 200 万ドル

輸入の際に 3,000 万ドルの輸入の付加価値税を納付した。付加価値税課税対象外の機械設備の価値は 1,500 万ドルである。

ベトナム側と締結した契約書の価値に対する A 外国請負業者の納税義務はサービス価値と建設・設置の価値のみで計算される。そのうちに、サービス価値（保証サービス、設計サービス、監視・設置指導サービス、技術育成、試運用サービス）は 1,500 万ドルであり、サービス業に対する付加価値税率は 5% である。建設・設置の価値は 1,500 万ドルであり、建設・設置活動に対する付加価値税率は 3%（輸入する機械設備の価値に対して付加価値税を計算しない）である。

ケース 2 : 請負契約でそれぞれの経営活動の価値を分割せず、契約の価値が機械設備、設計のサービス、監視・設置指導サービス、技術育成、試運用のサービスを含むことのみを規定した場合、工事に供給される機械設備の価値が輸入の際にす

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

でに付加価値税を納付したことを証明できない場合、ベトナム側と締結した契約の価値に対するA外国請負業者の付加価値税納付義務は7,500万ドルである請負契約の総価値で計算され、付加価値税率を3%にする。

ケース3：A外国請負業者が原材料の価値を含む作業を委託するために諸下請業者と契約書を締結し、A外国請負業者がサービスのみ（監視・設置指導サービスの価値など）を実施した場合、そのサービスに対する付加価値税率を5%にする。

b. 2) ベトナムで実施されるサービスが付いている機械設備の供給契約の場合、納付すべき付加価値税額を確定する際に、機械設備の価値とサービスの価値を分割できれば、契約価値の各部分の売上に対する付加価値税率を適用する。契約で機械設備の価値とサービスの価値を分割できなければ、売上に対する付加価値税率を5%にする。

例16：

ベトナムの会計制度を導入しない韓国のH外国請負業者はベトナムのB企業と機械設置の供給及び設置、運転、試運転に関する1,000万ドルの契約書を締結した。契約では機械設備の価値と設置、試運転サービスの価値を分割しない場合、付加価値税率を3%にする。

3. 原油、ガスの探索、捜査、開発と開拓の活動を実施するために商品、サービスを提供する外国請負業者と外国下請業者に対する付加価値税

a. 原油、ガスの探索、捜査、開発と開拓の活動を実施するために商品とサービスを提供する外国請負業者と外国下請業者が第8条に定められたいずれかの条件に該当しない場合、ベトナム側は支払う前にその業者に代行して付加価値税を控除し納税する責任を負う。代行して納付する税金は、付加価値税抜きの支払総額を外国請負業者が供給する商品、サービスに対して規定される付加価値税率と掛けることで計算される。

b. 原油、ガスの探索、捜査、開発と開拓の活動を実施するために商品とサービスを提供する外国請負業者、外国下請業者が第8条に定められた三つの条件または第8条の第1項と第2項に定められた条件を満たし、会計に関する法律と財務省の案内に従って会計をする場合、

- ・ 外国請負業者、外国下請業者が税務機関から控除方法による付加価値税の申告・納付のための税務登録証明書を交付されていない間に、ベトナム側が外国請負業者、外国下請業者に支払う場合、ベトナム側は支払う前に外国請負業者、外国下請業者に代行して付加価値税を控除し納付する責任を負う。代行して税付する税金は、付加価値税抜きの支払総額を外国請負業者が供給する商品とサービスに対して規定される付加価値税率と掛けることで計算される。
- ・ 外国請負業者、外国下請業者が税務機関から税務登録証明書を交付された際に、外国請負業者、外国下請業者はベトナム側が外国請負業者、外国下請業者に代行して付加価値税を控除し納税するために付加価値税申告期間で発生した領収書や証書をベトナム側に渡す。

外国請負業者、外国下請業者は税務登録証明書を交付される前に発生した仕入れ時の付加価値税を控除してはいけない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

例 17：

2015年1月にA外国請負業者はベトナム側と鉱油とガスの供給に関する100万ドルの契約を締結した。A外国請負業者が税務機関から税務登録証明書を交付されていない間にA外国請負業者側では請負契約を実施するために商品とサービスの買い入れに対して5万ドルの付加価値税が発生した。2015年3月15日にベトナム側はA外国請負業者に10万ドル（付加価値税抜きかつ法人税込み）を支払う時にA外国請負業者に代行して10万ドル x 10% = 1万ドルという付加価値税を申告・納付する義務がある。

2015年05月01日にA外国請負業者は税務機関に登録して税務登録証明書を交付された。2015年5月にベトナム側はA外国請負業者に20万ドル（付加価値税抜きかつ法人税込み）を支払った。それで、5月で発生したA外国請負業者の仕出しの付加価値税は20万ドル x 10% = 2万ドルである。

2015年5月01日から2015年5月30日までに発生したA外国請負業者の仕出しの付加価値税は2千ドル（付加価値税はA外国請負業者が課税コードを有する間に発生した）。A外国請負業者はベトナム側がA外国請負業者に代行して付加価値税を申告・納付するために2015年5月で発生した領収書や証書をベトナム側に渡す。

2015年5月に付加価値税を申告する期のA外国請負業者の付加価値税額は2万ドル - 2,000ドル = 1万8,000ドルである。

A外国請負業者は2015年05月01日の前に発生した仕入れの付加価値税5,000ドルを控除されない。

第13条 法人税

税額を算出するための根拠は、法人税課税売上及び課税売上に対する法人税の割合である。

$$\begin{array}{l} \text{納税すべき} \\ \text{法人税額} \end{array} = \text{法人税課税売上} \times \begin{array}{l} \text{課税売上に対する法人税の割} \\ \text{合} \end{array}$$

1. 法人税課税売上

a) 法人税課税売上

法人税課税売上は、外国請負業者・外国下請業者が受けた付加価値税を含まず、納付すべき税額を控除していない全ての売り上げである。法人税課税売上にはベトナム側が外国請負業者・外国下請業者の代わりに支払う費用（もしあれば）も含む。

b) 具体的な場合に対する法人税課税売上を確定する方法：

b. 1) 請負契約・下請契約での交渉に基づき外国請負業者・外国下請業者が受ける売り上げには納付すべき法人税を含まない場合、法人税課税売上は以下の公式で確定される。

$$\text{法人税課税} = \frac{\text{法人税抜きの売上}}{\quad}$$

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

売上

1 一課税売上に対する法人税の割合

例 18:

A外国請負業者はZセメント工場建設工事監督サービスをベトナム側に提供する。付加価値税・法人税の含まない契約の価値は28万5千ドルである。その以外、ベトナム側は3万8千ドル（付加価値税・法人税を含まない）で住居及び作業場を外国請負業者の管理者に用意する。契約に基づきベトナム側は外国請負業者の代わりに法人税、付加価値税を支払う責任を負う。外国請負業者の納付すべき法人税額を次のように確定する。

課税売上の確定方法：

$$\begin{array}{r} \text{法人税課税} \\ \text{売上} \end{array} = \frac{285,000 + 38,000}{(1 - 5\%)} = 340,000 \text{ドル}$$

b. 2) 請負契約書に添付する該当の作業または項目を実施するベトナム側及びベトナムの下請業者・外国下請業者のリストと締結する請負契約書に定められる作業または項目の一部を委託するために、外国請負業者がベトナムの下請業者または申告方法による納税を実施する外国下請業者または混合方法による納税を実施する外国下請業者と契約書を締結する場合、外国請負業者の法人税課税売上はベトナムの下請業者もしくは外国下請業者に実施された作業の価値を含まない。

請負契約を実施するための物資・原材料、機械・設備及び請負契約に基づき実施される作業・アイテムに属さない各アイテムを消費・内部消費するための商品・サービスを購入するために、外国請負業者が在ベトナムの供給者と契約書を締結する場合、その商品・サービスの価値は外国請負業者の法人税課税売上を確定する際に控除されない。

例 19 :

A請負業者はベトナム側とZセメント工場建設契約を900万ドル（付加価値税抜き）の総価値で締結する。請負契約書に基づき、A外国請負業者は100万ドル（付加価値税抜き）の（ベトナム側と締結した契約書に定められた）建設・設置の価値の一部をベトナムのB下請業者に委託する。その他、請負契約書を実施するためにZセメント工場建設の期間中に、A外国請負業者は物資、原材料（れんが、セメント、砂など）を購入し、建設や設置を行い、かつ契約書を実施するために専門家向けのホテルや車のレンタルサービス、文房具など各種サービス・商品を購入する。

この場合、A外国請負業者の法人税課税売上は次のように確定する。

$$\text{法人税課税売上} = 900 \text{万ドル} - 100 \text{万ドル} = 800 \text{万ドル}$$

A外国請負業者の法人税課税売上は専門家向けのホテルや車のレンタル、文房具の購入など物資、原材料、商品、サービスに関する各アイテムを控除されない。

b. 3) 外国請負業者が直接方法による納税を実施する外国下請業者と契約書を締結する場合、ベトナム側は、外国請負業者と外国下請業者が請負契約・下請契約に基づき実施する経營業種に該当する課税売上に対する法人税の割合で外国請負業者と外国下請業者の代わりに、法人税の申告・納付を行う。また、外国下請業者

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

は、外国下請業者が外国請負業者と締結した下請契約書の規定に基づき実施した作業の価値分に対して（ベトナム側が代わりに申告・納付済みの）法人税の申告・納付の必要がない。

- b. 4) 機械・設備・運搬手段を賃貸する場合に対する法人税課税売上は全ての賃貸料である。機械・設備・運搬手段の賃貸売上に運搬手段の保険料、保守料、登録認証料、運搬手段・機械の運転者の認証料および外国からベトナムへの機械設備の運送料など貸し手が直接支払う各種費用を含む場合、実際の証書があれば、法人税課税売上にはそれらの費用を含まない。
- b. 5) 外国空港会社の法人税課税売上は、当該空港会社又は合弁会社の各便で実施される品物・乗客運送、その他の運送対象者に対する航空券の販売・航空貨物運送状からの収入とベトナムにおけるその他の収入（法規に基づく国家もしくはある組織の代わりに徴収する各種金額を除き）である。

例 20 :

A外国空港会社は2013年の第一四半期に10万ドルの売上が発生し、その中には、航空券の販売売上が8万5千ドルで、航空貨物運送状の販売売上が1万ドルで、MCO（有価証券）の販売売上が5千ドルである。同時に、国家の代行で徴収する金額（空港料：千ドル）と顧客に航空券を還付される金額（2千ドル）が発生する。

2013年の第一四半期におけるA外国空港会社の法人税課税売上は次のように確定される。

法人税課税売上= 100,000 ドル - (1,000 ドル + 2,000 ドル) = 97,000 ドル

- b. 6) 外国海運会社の法人税課税売上は品物・乗客の運送活動から得られる運賃および海運会社がベトナムの積み込み港から最終の積み降ろし港まで享受したその他の金額（中間港を経て積替えた商品ロットの運賃も含む）および/またはベトナムの各港間の品物運送により得られる運賃の全てである。

法人税の課税根拠となる運賃には外国船主に対するベトナムの港における法人税を算出された運賃とベトナムの港から中間の港までの品物運送に参加したベトナムの運送会社に支払った運賃を含まない。

例 21 :

A会社は外国のX海運会社の代理店である。運送代理契約書に基づき、A会社はX会社の代わりに外国へ品物を運送し、貨物輸送状を発行し、運賃を徴収することになる。

ベトナムのB企業はベトナムからアメリカへ品物を運送するよう10万ドルの運賃でX会社（A会社を通じる）を雇用する。

A会社はベトナムからシンガポールへ品物を運送するために2万ドルの運賃でベトナムの会社の船舶あるいは外国の船舶を賃借する。また、その品物は引き続きX会社の船舶でシンガポールからアメリカへ運送される。

X外国海運会社の法人税課税売上は次のように確定される。

法人税課税売上= 10万ドル - 2万ドル = 8万ドル

- b. 7) 受け渡しサービス、ベトナムから外国への国際物流サービス（発送人が受取人がサービス料を支払うかを分別しない）の場合、法人税課税売上は、外国請負業

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

者が受ける売上のすべて（輸送会社（航空会社、海運会社）に支払うべき国際運賃を含まない）である。

- b. 8) ベトナムから外国への国際配達サービス（発送人が受取人がサービス料を支払うかを分別しない）の場合、法人税課税売上は外国請負業者が受ける売上のすべてである。

例 22：

外国のA会社は外国からベトナムへの小包の配達サービスを提供する。その逆の場合もある。その場合、A会社の法人税課税売上は次のように確定される。

- 外国からベトナムへの配達サービス（外国での発送人がベトナムでの受取人がサービス料を支払うかを分別しない）の場合、法人税課税収入に属さないものとする。
- ベトナムから外国への配達サービス（ベトナムでの発送人が外国での受取人がサービス料を支払うかを分別しない）の場合、A会社の売上のすべてが法人税課税売上となる。

例 23：

B会社（ベトナムの会社）は外国からベトナムへの小包の配達サービスを提供する。その逆の場合もある。このサービスを実施するために、B会社は外国のC会社に「x」ドルの金額を支払う（サービス料の支払いを実施する）。C会社の法人税は次のように確定される。

- 外国からベトナムへの配達サービス（外国での発送人がベトナムでの受取人がサービス料を支払うかを分別しない）の場合、C会社が受ける「x」ドルの金額は法人税課税収入に属さないものとする。
- ベトナムから外国への配達サービス（ベトナムでの発送人が外国での受取人がサービス料を支払うかを分別しない）の場合、C会社が受ける「x」ドルの金額は法人税課税収入に属するものとする。B会社はC会社に支払う「x」金額に対する法人税を申告・控除・納付する責任を負う。

- b. 9) 再保険に対して法人税課税売上は次のように確定される。

- 外国への再保険譲渡活動に対して、法人税課税売上は外国請負業者が受ける外国への再保険譲渡の費用（再保険の手数料と交渉によるお客様への償還費用を含む）である。
- 外国からの再保険の受取活動に対して、法人税課税売上は外国請負業者が受ける再保険の譲渡手数料である。

- b. 10) 証券譲渡に対して、法人税課税売上は次のように確定される。

証券・預金証書の譲渡に対して、法人税課税売上は譲渡時点における証券・預金証書の販売の総売上である。

- b. 11) 金利スワップ取引に対する法人税課税売上は、暦年の一年間で外国請負業者が受ける未収利息と未払利息との差額分のことである。暦年による税額算出期を確定することは法人税法、税務管理法と案内文書の規定に基づき実施される。

例 24：

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

A銀行（以下「A」と略称する。）は1,000万ドルのローン（月次5.2%の固定利息）を有する。契約期間は2012年2月1日から2015年2月1日までの3年間であり、支払い期限は6ヶ月に1回で、期首に支払う。

Aの貸与契約書に基づき、Aは金利スワップ取引契約を実施するために、外国のB銀行（Bと総称する）と交渉する。具体的に次のようである。

- 契約期間は2012年2月1日から2015年2月1日までの3年間であり、支払い期限は6ヶ月に1回で、期首に支払う。
- AがBに支払うべき変動金利は「LIBOR + 0.25%」であり、BがAに支払うべき固定利息は5.2%である。金利スワップ取引により「LIBOR + 0.25%」が固定利息より大きいのであれば、BはAから金利の差額分を次の公式のように受けられる。この場合の金利の差額分の算出公式は「(LIBOR + 0.25%) - 5.2%の利息による支払うべき利子」である。その逆に、金利スワップ取引により「LIBOR + 0.25%」が固定利息を下回れば、AはBから金利の差額分を次の公式のように受けられる。この場合の金利の差額分の算出公式は「5.2% - AがLIBORによる受けられる金利 + 0.25%」である。

支払い時点	LIBOR (%)	AがBに支払うべき利息 (%)	BがAに支払うべき利息 (%)	AあるいはBが相殺後に受けられる利息 (%)		AあるいはBが各期において受けられる差額分 (1,000ドル)	
				A	B	A	B
2012年2月1日～2012年7月31日	4.80	5.05	5.20		0.15	-	15
2012年8月1日～2013年1月31日	5.00	5.25	5.20	0.05		5	
2013年2月1日～2013年7月31日	4.90	5.15	5.20		0.05	-	5
2013年8月1日～2014年1月31日	4.95	5.20	5.20	0.00		-	-
2014年2月1日～2014年7月31日	4.90	5.15	5.20		0.05		5

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

日							
2014年8月 1日～2015 年1月30 日	5.05	5.30	5.20	0.10		10	

Bに対して法人税課税売上は次のように確定される。

- 2012年（2012年1月1日～2012年12月31日）：BがAから受けられる総額：(15,000-5,000) = 10,000ドル
- 2013年（2013年1月1日～2013年12月31日）：BがAから受けられる総額：(5,000-0) = 5,000ドル
- 2014年（2014年1月1日～2014年12月31日）：Bが支払を受けずにAに5,000ドルを支払わなければならない。（課税売上 = 0）
- 2015年：契約により、期首に支払うことを合意したため、AとBとの間で相殺。支払いが発生しない。

b.12) 政府債券の場合：

政府債券に対する法人税課税売上を確定することは満期の時点における投資家が保持する各種の政府債券に適用される。

政府債券に対する法人税課税売上は次のように確定される。

$$\text{法人税課税売上} = \left(\begin{array}{l} \text{政府債券} \\ \text{の銘柄} \end{array} - \begin{array}{l} \text{満期日時点での投資家が} \\ \text{保持する政府債券の数の} \\ \text{購入価格の加重平均} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{満期日時点での投} \\ \text{資家が保持する政} \\ \text{府債券の数} \end{array}$$

満期日において投資家が保持する政府債券の数の加重平均購入価格は以下3つのステップで計算される。

ステップ1：満期日において保持する政府債券の数を確定する。

ステップ2：満期日において保持する政府債券の数量、購入時点と該当の購入価格（ステップ1で確定済み）を先入先出の原則（FIFO原則）により確定する。

ステップ3：以下の公式に基づき加重平均購入価格を計算する。

$$= \Sigma (\text{各購入時点における満期時に保持する政府債券の数} \times \text{購入時点における該当の購入価格}) \div \text{満期時に保持する政府債券の数}$$

例25：2015年1月1日に、銘柄10万ドンで期限6ヶ月の「X」という政府債券は1枚当たり89,000ドンの価格で発行される。発行直後に、本債券はHNXにて上場し、売買される。A投資家は2015年1月2日から2015年7月1日（満期日）まで次のような取引を実施する。

取引日	購入/販売	数量	価格
-----	-------	----	----

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

2015年1月2日	購入	100	90,000
2015年2月1日	購入	100	92,000
2015年3月1日	販売	70	93,000
2015年4月1日	購入	40	94,000
2015年5月1日	販売	20	95,000

ステップ1：満期時点において保持する政府債券の数の確定：

$$(100 + 100 + 40) - (70 + 20) = 150 \text{ 枚}$$

ステップ2：先入先出の原則（FIFO原則）に従う各回販売の政府債券の数を引いた後の、満期時点において保持する政府債券の数量、購入時点と該当の購入価格の確定：満期時点において保持する150枚の中に以下のようなものを含む。

- 2015年1月2日に購入する、90,000 ドンの物価水準にある10枚の政府債券。
- 2015年2月1日に購入する、92,000 ドンの物価水準にある100枚の政府債券。
- 2015年4月1日に購入する、94,000 ドンの物価水準にある40枚の政府債券。

ステップ3：次の公式に基づき加重平均購入価格を計算する。

政府債券の購入価格の加重平均： $[(40 \times 94,000 + 100 \times 92,000 + 10 \times 90,000) / 150] = 92,400$ （ドン）

満期時点において投資家が受けられる政府債券の数に対する法人税課税売上：

$$(100,000 - 92,400) \times 150 = 1,140,000 \text{（ドン）}$$

2. 課税売上に対する法人税の割合

a) 各経營業種の課税売上に対する法人税の割合：

項番	経營業種	課税売上に対する法人税の割合 (%)
1	商業：商品・原材料・物資・、機械・設備の流通・供給、ベトナムにおけるサービスに関わる商品・原材料・、物資・機械・設備の流通・供給 {現地輸出入の形式による商品の供給（外国の組織、個人のための商品加工の場合を除く）および国際貿易条項-インコタームズの引渡し条件による商品の供給も含む。}	1
2	サービス、機械設備の賃貸、保険、石油掘削基地の賃借	5
	レストラン・ホテル・カジノの管理サービス	10
	派生的金融サービス	2
3	飛行機、飛行機のエンジン、飛行機の部品、船舶の賃貸	2

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

4	原材料、機械、設備の供給を伴うまたは伴わない建設・設置	2
5	その他の製造・営業活動、運送（航空運輸、海運を含む。）	2
6	証券・預金証書の譲渡、海外への再保険、再保険譲渡の手数料	0.1
7	借金の利子	5
8	著作権からの収入	10

b) 具体的な場合に対する課税売上に対する法人税の割合：

b. 1) 多くの異なる経営活動を含む請負契約・下請契約に対して、課税売上に対する法人税の割合の適用は納付すべき法人税額を確定する際に、外国請負業者・外国下請負業者が契約書の規定に基づき実施する各経営活動に対する法人税課税売上に基づくものとする。各種の経営活動の価値を分別できない場合、契約の総価値に対して法人税の割合が一番高い経営業種の割合を適用する。

特に、建設工事に関わる原材料あるいは機械、設備の供給を伴う建設・設置活動に対しては、請負契約では、各経営活動の価値を分別する場合、契約書に基づくそれぞれの価値分はその経営活動に該当する売上に対する法人税の割合で適用される。請負契約では各経営活動の価値を分別しない場合、課税売上に対する法人税の割合は契約の総価値に対する2%である。原材料又は機械・設備の供給を伴う仕事あるいは項目の価値の全てを委託するために、外国請負業者が下請負業者と契約書を締結する場合、外国請負業者が請負契約に基づき残りのサービスの価値分のみを実施すれば、法人税課税売上に対する法人税の割合はサービス業に対して5%で適用される。

例 26：

7,500万ドルの価値（付加価値税抜き、法人税込み）を有するX発電所を建設するために、A外国請負業者はベトナム側と契約書を締結する。

ケース1：請負契約では、それぞれの経営活動を次のように分別する場合：

- ・工事のために提供される機械、設備の価値：5,000万ドル。

上記内訳

- 機械、設備の価値：4,500万ドル。
- 機械、設備に関わる保証サービスの価値：500万ドル。
- ・技術ラインの設計、その他の設計のサービスの価値：500万ドル。
- ・工場、その他の補助システム、建設・設置活動の価値：1,500万ドル。
- ・監視、設置ガイドのサービスの価値：300万ドル。
- ・技術教育、試運用サービスの価値：200万ドル。

法人税の割合は次のように適用される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。
機械設備の価値（4,500万ドル）に対しては1%で、建設・設置活動の価値（1,500万ドル）に対しては2%で、残りのサービス（保証サービス、設計サービス、監視・設置ガイドサービス、技術教育サービス、試運用サービス）の価値（1,500万ドル）に対しては5%である。

ケース2：請負契約ではそれぞれの経営活動を分別しない場合、契約の総価値（7,500万ドル）に対して適用される法人税の割合は2%である。

ケース3：A外国請負業者は原材料の供給を伴う作業分を委託するために、諸下請負業者と契約書を締結する場合、A外国請負業者はサービスの価値分のみ（監視、設置ガイドサービスの価値など）を実施すれば、そのサービスの価値分に対して適用される法人税の割合は5%である。

b.2) ベトナムで行われるサービスを伴う機械設備の供給契約に対して、サービスの価値と機械設備の価値を分別できる場合、契約のそれぞれの価値分の税率に沿って税額を算出する。契約では機械設備の価値とサービスの価値を分別できない場合、課税売上に対する法人税率を2%適用する。

例27：

A外国請負業者は7,000万ドルの機械設備ラインを提供するためにベトナム側と契約を締結する。契約の価値は次のようなものを含む。

- 工事に提供する機械設備の価値：6,000万ドル
- 技術ラインの設計、その他の設計の価値：500万ドル
- 監視サービス、設置ガイドサービスの価値：300万ドル
- 技術教育、試運用サービスの価値：200万ドル

機械設備の価値とサービスの価値を分別できる場合、法人税率を以下のように適用する。機械設備に対しては、商業の税率を適用し、設計サービス・監視設置、技術教育・試運用に対しては、サービス業の税率を適用する。

それぞれの価値を分別できない場合、契約の総価値（7,000万ドル）に対して法人税率を2%適用する。

3. 賠償額が損害の価値より大きい且つ課税対象金額がある場合の契約に違反したパートナーから徴収する賠償額に対する法人税について
徴収した損害の賠償額からの収入額に対して、外国請負業者は課税売上に対する法人税率による法人税の申告・納付を実施すること、または普通の税率による売上・費用の申告に基づき申告・納付を実施することを選択できる。

第4節．控除方法による付加価値税の納税、売上に対する割合による法人税の納税（以下、混合方法と略称する。）

第14条 適用対象及びその条件

外国請負業者と外国下請業者が第8条第1項と第2項に定められた条件を満たし、計算に関する法規と財務省のガイドに関するに基づき会計を実施する場合、税務機関に登録して、控除方法による付加価値税の納税および課税売上に対する割合による法人税の納税を実施する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

※本仮訳の原文は、ベトナム日本商工会（JBAV）よりご提供いただきました。

第15条 付加価値税

第9条の通りに実施すること。

第16条 法人税

第13条の通りに実施すること。

第3章 施行

第17条 施行効力

1. 本通達は2014年10月1日に発効し、ベトナムで経営または収入が発生する外国組織・個人に適用される納税義務について規定する財務省の2012年4月12日付通達第60/2012/TT-BTC号の代わりとなる。
2. 各契約や下請契約が本通達の発効日迄に締結される場合、付加価値税・法人税の納税義務については、契約締結時点における該当の法律規范文書の内容が適用される。
3. ベトナム社会主義共和国が加入しているまたは締結した国際条約にある、外国請負業者と外国下請業者の納税に関する規定が本通達の内容と異なる場合は、国際条約の規定の通りに実施すること。

実施に当たって、困った事があれば、各組織や個人は、財務省が調査し解決できるように適時に反映しなければならない。

宛先

- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 国会事務所
- 国家主席事務所
- 書記長の事務所
- 最高人民検察院
- 汚職防止中央指導委員会事務所
- 最高人民裁判所
- 国家会計監査
- 各省、各省相当機関、政府管轄機関
- 各団体の中央機関
- 人民評議会、人民委員会、財務局、税務局、各省・中央直轄都市の国庫
- 公報
- 文書検査局（司法省）
- 政府のウェブサイト
- 財務省のウェブサイト、税務総局のウェブサイト、
- 財務省の各機関
- 保管：VT, TCT (VT, CS).Ngoc

大臣代理 副大臣

ド・ホアン・アイン・トアン